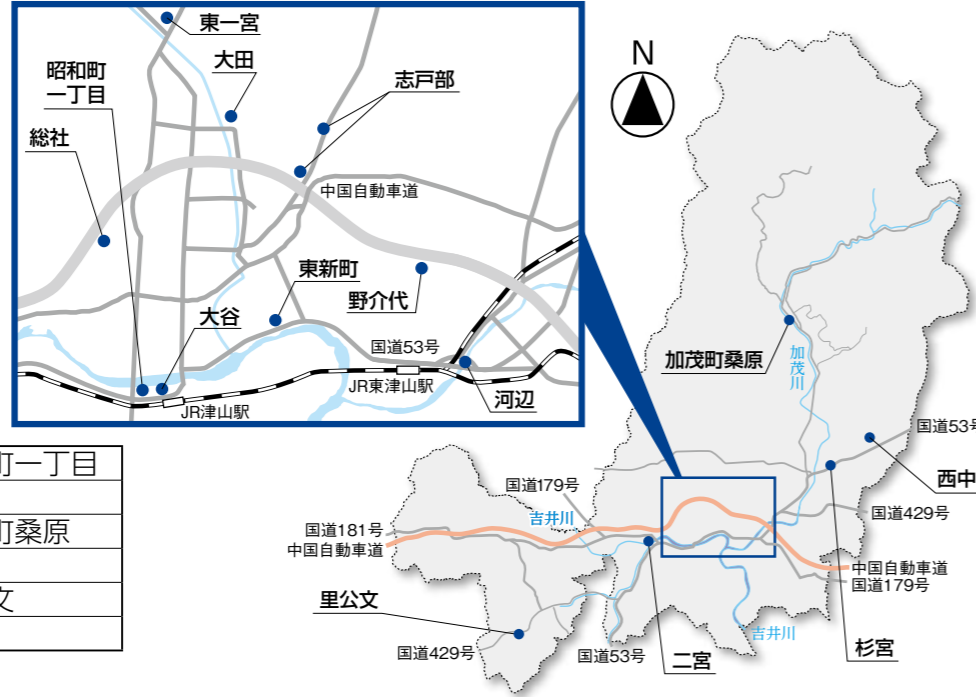


下水道工事を予定しています

問下水道課（市役所6階）☎32-2100

市では、河川などの汚れを防ぎ、快適な生活環境をつくるため、公共下水道の整備を進めています。

今年度は、次の地域内で工事を予定しています。工事中はご不便をお掛けしますが、ご協力をお願いします。
※詳しい工事場所などについては、お問い合わせください



工事予定地域

| | |
|-----|--------|
| 東一宮 | |
| 大田 | |
| 総社 | 昭和町一丁目 |
| 志戸部 | 二宮 |
| 野介代 | 加茂町桑原 |
| 河辺 | 西中 |
| 東新町 | 里公文 |
| 大谷 | 杉宮 |

ご利用ください 農業を支える人・農地プラン

問〒708-8501津山市山北520農業振興課（市役所4階）☎32-2079

「人・農地プラン」は、高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増加など、地域が抱える農業に関する問題を話し合い、5～10年後までに誰がどのように農地を使い、農業を続けるかを計画したものです。

農地の貸し借りを仲介する農地中間管理事業と併せて手続きすることで、円滑に制度を利用することができます。農地の貸し付けを予定している人は、ご相談ください。

手続き方法 次の希望する内容に応じて、それぞれ必要な書類を提出してください。

| 希望する内容 | 必要な書類 |
|---------------------|-----------------------|
| 農地を貸したい | 農地の貸出希望申出書 |
| 地域農業の中心（農業経営体）になりたい | 地域の中心となる経営体の位置付け希望申出書 |
| 農地を貸す人、借りる人が決まっている | 農地貸し借り調整届出書 |

対象 人・農地プランに参加する個人、法人、集落営農集団

提出期限 12月11日(金)

提出方法 農業振興課に備え付けの書類（市ホームページからも印刷可）に必要事項を記入し、郵送または窓口で直接提出する。

受けられる支援

スーパーL資金の無利子化 農業基盤を強化するための貸し付けが当初5年間、無利子化されます。

農業次世代人材投資事業 新しく農業を始める50歳未満の人で、次の条件に当てはまる場合に最大150万円（年額）を交付します。

| 種別 | 主な条件 | 交付期間 |
|-------|----------------------------------|-------|
| 経営開始型 | 青年等就農計画が認定された人 | 最長5年間 |
| 準備型 | 新規に就農するため、指定の研修機関や先進農家などで研修を受ける人 | 最長2年間 |

ご存じですか 保護司の活動

問生活福祉課☎32-2063、県保護観察所津山駐在官事務所（山下）☎24-4868

市では、津山地区保護司会と協力し、犯罪や非行のない地域社会をつくる活動をしています。

保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えるためにボランティアで活動する人です。農林業や製造業、サービス業、主婦など幅広い分野の人たちが、保護司として活躍しています。

活動内容

保護観察

犯罪や非行をした人々と面接し、立ち直るための指導や生活のための助言、就労の手助けなどをしています。

生活環境の調整

少年院や刑務所に収容されている人が社会復帰できるよう、受け入れ体制を整えています。

犯罪予防活動

地域や学校、警察などと連携し、犯罪や非行を防ぐための啓発活動、社会復帰を目指す人の自立を支援しています。

第70回社会を明るくする運動

社会を明るくする運動は、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする運動です。

とき 6月27日(土)午前10時30分～

ところ アルネ・津山東広場(新魚町)、ソシオー一番街

内容 保育園児による鼓笛演奏、啓発パレードなど

※4月27日現在の情報です



知っておきたい介護認定の仕組み

問高齢介護課（市役所1階）☎32-2070

介護保険は、家事や身支度などの日常生活が困難になり、介護サービスの利用が必要となった人とその家族を社会全体で支えていく仕組みです。介護保険のサービスを利用するには「要介護認定」の申請が必要です。「要介護認定」は必要なサービスの量と内容の目安「要介護状態区分（介護度）」を示すもので、利用者負担の上限、利用できるサービスの内容が決まります。

要介護認定の流れ

申請

対象者本人が住んでいる市区町村の窓口で、本人か家族、津山市地域包括センター職員などが申請します。

認定調査

認定調査員が対象者本人に直接面会し、身体の様子や生活の状況を聞き取ります。

主治医意見書

かかりつけの医師が、病気、身体の状態などの意見を書面で提出します。

一次判定（コンピュータ）

「認定調査」「主治医意見書」の内容から、「介護にかかる手間の時間」の総量をコンピュータで計算します。

二次判定（審査会）

一次判定の結果をもとに、保健、医療、福祉の専門家が介護状態を総合的に判断し、要介護状態区分（介護度）、有効期間を決定します。

